

東日本大震災復興緊急保証(特定被災区域・3ヶ月実績)の認定申請について(128条第1項第1号)

この制度は、東日本大震災により、経営に支障を来している中小企業者について、一般保証及びセーフティネット保証等とは別に保証限度額の別枠で保証を受けることのできる制度です。

この制度をご利用になるには、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けることが必要になります。

(一般保証限度額)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

(セーフティネット・災害関係保証)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

(東日本大震災復興緊急保証)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

このことにより、一般保証とは別枠で、セーフティネット保証・災害関係保証を合わせて、無担保1億6,000万円、最大5億6,000万円まで利用が可能になります。

条件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- 2 墨田区内に本店登記地(個人は確定申告の事業所所在地)があること
- 3 特定被災区域内()において震災前から継続して事業を行っている者であって東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けていること
- 4 最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期の売上高等に対して 10%以上減少していること

特定被災区域内...岩手県・宮城県・福島県の全域及び青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部市町村

(詳しくは厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/tokutei_kuiki_ichiran.html でご確認ください。)

添付書類等

< 提出書類 >

認定申請書(区所定) 2通(区ホームページよりダウンロード可)

特定被災区域内で事業を行っていることが確認できる書類(貸貸契約書、登記簿謄本等の写し)

法人・直近の確定申告書(別表一)の写し(電子申告の場合は、受信通知も含む)

個人・直近の確定申告書(控)の写しと 青色申告の場合 青色決算書の写し

白色申告の場合 収支内訳書の写し

震災後、最近3か月及び震災の影響を受ける直前の同期の売上が確認できる各月の書類(試算表又は売上帳等の写し)

最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。また、震災の影響を受ける直前の同期とは、平成22年1月以降を起算月とする3か月間とすること。

保証対象業種の事業を行っていることが確認できる書類

- ・ 許認可が必要な業種・許認可証の写し
- ・ 確定申告時の決算書で業種の確認ができない場合・登記簿謄本等の写し

< 提示書類 >

法人・確定申告時の決算書原本又は原本の写し(税務署受付印があるもの又はイータック(電子申告)による申告をしている場合は受信通知があるもの)

個人・確定申告書(控)原本又は原本の写しと

青色申告の場合 青色決算書(原本又は原本の写し)

白色申告の場合 収支内訳書(原本又は原本の写し)

< その他 >

法人・法人実印 個人・事業主の実印（持参が可能な場合のみ）
金融機関等が代理で申請する場合、委任状が必要となります。

売上高の数字は、円単位に揃えてください（ 千円は不可）。

特定被災区域内の事業所（原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する中小企業者も含む）は、り災証明書（警戒区域等の事業者は登記簿謄本、納税証明書等）があれば区の認定は不要です。

< 問合せ・連絡先 >

墨田区産業観光部経営支援課
Tel 5608-6183(直通)